

高額療養費制度 上限額の変更について (令和8年8月～令和9年7月まで)

適用区分		年収目安	令和8年7月まで	
70歳未満	70歳以上		月額上限 <多数回該当>	外来特例(70歳以上)
ア	現役並みⅢ	年収1,160万円～ (標報83万円以上)	252,600円+1% <140,100円>	－
イ	現役並みⅡ	年収770万円～1,160万円 (標報53万円～79万円)	167,400円+1% <93,000円>	－
ウ	現役並みⅠ	年収370万円～770万円 (標報28万円～50万円)	80,100円+1% <44,400円>	－
エ	一般	年収370万円以下 (標報26万円以下)	57,600円 <44,400円>	18,000円 (年間上限 14.4万円)
オ	低所得者	－	35,400円 <24,600円>	－
－		住民税 非課税世帯Ⅱ	24,600円	8,000円
－		住民税 非課税世帯Ⅰ	15,000円	8,000円

令和8年8月～令和9年7月まで		
月額上限 <多数回該当>	NEW 年間上限	外来特例(70歳以上)
270,300円+1% <140,100円>	1,680,000円	－
179,100円+1% <93,000円>	1,110,000円	－
85,800円+1% <44,400円>	530,000円	－
61,500円 <44,400円>	530,000円	22,000円 (年間上限 21.6万円)
36,900円 <24,600円>	290,000円	－
25,700円 <24,600円>	290,000円	11,000円 (年間上限 9.6万円)
15,700円	180,000円	8,000円

「標報」とは、標準報酬月額のことであり、健康保険料や各種給付を計算するために、給与を一定の幅で区分した金額です。
「多数回該当」とは、直近12か月以内に3回以上、上限額に達した場合、4回目から上限額が下がります。
「+1%」は「(月の総医療費－定額の上限額÷0.3)×1%」と読み替えてください。
年収約200万円未満である場合、令和9年8月以降、多数回該当の金額が引き下がります(44,400円⇒34,500円)
年収約200万円未満であることが確認できた場合、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いされます。